施設機械関係積算資料(農政部事業調整課) 農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械) 備考 の変更箇所 施設機械設備等標準歩掛の制定について 土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)について は朱書で記 載 平成 12 年 9 月 22 日 12 設計第 978 号 平成 12 年 3 月 24 日 12 構改 D 第 239 号 農政部長から各支庁長あて 構造改善局長から各地方農政局長あて -部改正通知 一部改正 令和 5 年(2023年) 10 月 20 日事調第 764 号 一部改正 令和 5 年 3 月 24 日 4 農振第 3454 号 の文書変更 図書表紙 図書表紙 図書名称:北海道農政部農村振興局事業調整課 施設機械関係積算資料 図書名称:農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械) 制定通知文 制定通知文 本通知文「施設機械設備等標準歩掛」の制定について(平成12年9月22日付け設計第978号)を適用。 「土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械)について(平成12年3月24日12構改D第239号構造改善局長から各 地方農政局長あて最終改正令和5年3月24日4農振第3454号)」 土地改良事業等請負工事標準歩掛(施設機械) 施設機械設備等標準歩掛 第1章 総 則 第1章 総 則 第1 目的 第1 目的 本標準歩掛は、施設機械設備等価格積算要領の第3の3に基づく材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費 本標準歩掛は、土地改良事業請負工事積算基準(施設機械) (平成 12 年 3 月 24 日付け 12 構改 D 第 238 号構造改善 及び輸送費について必要な事項を定めることにより、請負工事の工事価格の算定を適正にすることを目的とする。 局長通知。以下「積算基準(施設機械)」という。)の第3の3に基づく材料費、機器単体費、労務費、途装費、直 接経費及び輸送費について必要な事項を定めることにより、請負工事の工事価格の算定を適正にすることを目的とす 第2 適用範囲 【略】 第2 適用範囲 【略】 第3 歩掛 第3 歩掛 施設機械設備等標準歩掛(以下「標準歩掛」という。)は、各章のとおりとする。 施設機械工事標準歩掛は、次のとおりとする。 第2章 用排水ポンプ設備 第2章 用排水ポンプ設備 第1 適用範囲 【略】 第1 適用範囲 【略】 第2 直接製作費 第2 直接製作費 1 材料費 1 材料費 1-1 材料費構成 1-1 材料費構成 【略】 【略】 1-2 主要部材費 1-2 主要部材費 (1) 【略】 (1) 【略】 (2) 主要部材単価は、「積算基準(施設機械)」」直接材料費に準ずる。 (2) 主要部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。 1-3 副部材費 ~ 1-8 立軸軸流・斜流ポンプの原動機(減速機)架台全部材所要量 【 略 】 1-3 副部材費 ~ 1-8 立軸軸流・斜流ポンプの原動機(減速機)架台全部材所要量 【 略 】 2 機器単体費 ~ 5 直接経費 【 略 】 2 機器単体費 ~ 5 直接経費 【 略 】 第3 直接工事費 第3 直接工事費 1 輸送費 1 輸送費 1-1 輸送費 1-1 輸送費 【略】 【略】 【 表-2·3·1 輸送費(円) 省略 】 【 表-2·3·1 輸送費(円) 省略 】 (注) 1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とす (注) 1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とす る。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。ま る。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。 た、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2 [略] 2 【略】 3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。 3 工事場所が沖縄、離島の場合は、別途積算する。 4 【略】 4 【略】 2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】 2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】 第3章 水門設備 第3章 水門設備 第1 河川·水路用水門設備 第1 河川·水路用水門設備 1 適用範囲 【略】 1 適用範囲 【 略 】

施設機械関係積算資料(農政部事業調整課)	農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)	備考
2 直接製作費 2-1 材料費 (1) 材料費構成 【 略 】 (2) 主要部材費 ア 【 略 】 イ 主要部材所要量の算定及び部材単価は、「 <u>施設機械設備等価格積算要領</u> 」直接材料費に準ずる。 ウ 【 略 】 (3) 副部材費 ~ (5) 製作補助材料費 【 略 】 2-2 機器単体費 ~ 2-5 直接経費 【 略 】 3 直接工事費 3-1 輸送費 【 略 】 【 表-3·1·16 輸送費 省略 】 (注) 1 輸送費 (円) の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)る。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする た、輸送費 (円) は 1,000 円未満を切り捨てるものとする。		
2 【略】 3 工事場所が <u>【削除】離島</u> の場合は、別途積算する。 4 【略】 3-2 材料費 ~ 3-4 現場塗装費 【略】 3-5 直接経費 (1) ~ (3) 【略】 (4)組立架台 組立架台の経費は、次式による。 組立架台経費=基礎価格(円)×損料率(%) 組立架台の基礎価格及び損料率は、表-3・1・25を標準とする。 表-3・1・25 組立架台基礎価格及び損料率		
基礎価格 区分 直接製作費 間接製作費 一般管理費率等 材料費 労務費 間接労務費率 工場管理費率	料率 基礎価格 区分 直接製作費 間接製作費 材料費 労務費 間接労務費率 工場管理費率	
「第6章 鋼製 「第6章 鋼製 付属設備」によ 「施設機械設備等 価格積算要領」表 一3・3 間接労務 ー3・4 工場管理	0% 「無量を 積上げ 「第6章 鋼製 付属設備」によ る製作工数に賃 金を乗じて算出 する。 「土地改良事業等 請負工事積算基準 (施設機械)表 - 3・3 間接労務費 率 (河川・水路用 水門設備)」を適 用する。 「土地改良事業等 請負工事積算基準 (施設機械)表 - 3・4 工場管理費 率 (河川・水路用 水門設備)」を適 用する。 14%	
(注) 1~3 【 略 】 (5) 二次コンクリート及び型枠費 【 略 】 3-6 試運転費 【 略 】 ~ 4-3 機械経費 【 略 】 第2 ダム用水門設備 1 適用範囲 【 略 】 2 直接製作費 2-1 材料費 (1) 材料費構成 【 略 】 (2) 主要部材費 ア 【 略 】 イ 主要部材の所要量の算定及び所要部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。ウ~オ 【 略 】 (3) 副部材費 ~ (6) 据付架台の材料費の算出 【 略 】 2-2 機器単体費 ~ 2-6 直接経費 【 略 】 3 直接工事費	(注) 1~3 【 略 】 (5) 二次コンクリート及び型枠費 【 略 】 3-6 試運転費 【 略 】 ~ 4-3 機械経費 【 略 】 第2 ダム用水門設備 1 適用範囲 【 略 】 2 直接製作費 2-1 材料費 (1) 材料費構成 【 略 】 (2) 主要部材費 ア 【 略 】 イ 主要部材の所要量の算定及び所要部材単価は、「積算基準(施設機械)」直接材料費に準ずる。ウ~オ 【 略 】 (3) 副部材費 ~ (6) 据付架台の材料費の算出 【 略 】 2-2 機器単体費 ~ 2-6 直接経費 【 略 】 3 直接工事費	

施設機械関係積算資料 (農政部事業調整課) 農林水産省 十地改良工事積算基準(施設機械) 備考 3-1 輸送費 【 略 】 3-1 輸送費 【 略 】 【 表-3·2·25 輸送費 省略 】 【 表-3·2·25 輸送費 省略 】 (注) 1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とす (注) 1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とす る。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。ま る。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。 た、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。 (注)2 【略】 (注) 2 【略】 (注) 3 工事場所が沖縄、離島の場合は、別途積算する。 (注)3 工事場所が 【 削除 】離島の場合は、別途積算する。 (注)4 【略】 (注)4 【略】 3-2 材料費 \sim 3-5 取替工数 【 略 】 3-2 材料費 \sim 3-5 取替工数 【 略 】 3-6 直接経費 3-6 直接経費 (1)機械経費 【 略 】 (1)機械経費 【略】 (2) クレーン標準運転日数 【略】 (2) クレーン標準運転日数 【略】 (3) 電気溶接機標準運転日数 【略】 (3) 電気溶接機標準運転日数 【略】 (4)組立架台 (4) 組立架台 組立架台の経費は、次式による。 組立架台の経費は、次式による。 組立架台経費=基礎価格 × 損料率 組立架台経費=基礎価格 × 損料率 基礎価格及び損料率は、表 $-3\cdot2\cdot35$ のとおりとする。 基礎価格及び損料率は、表 $-3\cdot2\cdot35$ のとおりとする。 表-3・2・34 組立架台の基礎価格及び損料率 表-3・2・34 組立架台の基礎価格及び損料率 基礎価格 基礎価格 区分 直接製作費 間接製作費 損料率 区分 直接製作費 間接製作費 損料率 一般管理費率等 一般管理費率等 材料費 労務費 間接労務費率 工場管理費率 材料費 間接労務費率 工場管理費率 労務費 「土地改良事業等 「土地改良事業等 「第6章鋼製付 「施設機械設備等 「施設機械設備等 「第6章鋼製付 請負工事積算基準 請負工事積算基準 価格積算要領 表 価格積算要領 表 属設備 適用区 属設備 適用区 (施設機械)表-(施設機械)表-分D」による製 -3·3 間接労務 -3·4 工場管理 所要量を 所要量を 分D」による製 組立架台 1 4 % 30% 組立架台 3・3 間接労務費 3・4 工場管理費 1 4 % 30% 作工数に賃金を 費率(ダム用水門 費率(ダム用水門 積上げ 積上げ 作工数に賃金を 率(ダム用水門設 率(ダム用水門設 乗じて算出す 設備)」を適用す 設備)」を適用す 乗じて算出す 備)」を適用す 備)」を適用す る。 る。 る。 る。 る。 (注) 1~3 【略】 (注) 1~3 【略】 3-7 試運転費 【略】 3-7 試運転費 【略】 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 第3 ゴム引布製起伏ゲート設備 1 適用範囲 【 略 】 1 適用範囲 【 略 】 2 直接製作費 【略】 2 直接製作費 【略】 3 直接工事費 3 直接工事費 3-1 輸送費 【 略 】 3-1 輸送費 【 略 】 【 表-3·3·4 輸送費 省略 】 【 表-3·3·4 輸送費 省略 】 (注) 1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とす (注) 1 輸送費(円)の算定式において、「X」は「Xの定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とす る。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。ま る。なお、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。 た、輸送費(円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2 【略】 2 【略】 3 工事場所が【 削除 】離島の場合は、別途積算する。 3 工事場所が沖縄、離島の場合は、別途積算する。 4 【略】 4 【略】 3-2 材料費 $\sim 3-6$ 試運転費 【 略 】 3-2 材料費 \sim 3-6 試運転費 【 略 】 第4章 除塵設備 第4章 除塵設備 第1 適用範囲 【略】 第1 適用範囲 【略】 第2 直接製作費 第2 直接製作費 1 材料費 1 材料費 1-1 材料費構成 1-1 材料費構成 【略】 【略】 1-2 主要部材費 1-2 主要部材費 (1) 【略】 (1) 【略】

(2) 下裏流材の肉質型の東近皮は下裏部材単銀は、「 <u>施定物就立傷等価格推算要単</u> 」直接材料費に発する。 (3) [新] 1 - 3 周球材費 ~ 1 - 5 製作輸助材料費 [縣] 2 接触用係費 ~ 5 直接経費 [縣] 3 直接工事業 1 前途費 [野] (注) 1 輸送費 [縣] [表一43 前途費 (目) の常定式において、 (以) は (X の定義) によるものとし、 [印] は想定輸送超離 (m) とする。た なお、想定輸送取審 (上) の常定式において、 (以) は (X の定義) によるものとし、 [印] は想定輸送超離 (m) とする。た (総設費 (円) は 1,000 円未済を切り捨てるものとせる。 2 [第] 3 上甲級形が [明除] 離島の場合は、別途報算する。 4 [第] 2 材料費 ~ 5 直接経費 [路] 第 5 単 ダム管理設備 第 1 協議費 (目) の第 2 に表 2 に表 3 に表 3 に表 3 に表 3 に表 3 に表 3 に表	
第1 適用範囲 【 略 】 第2 直接製作費 【 略 】 第3 直接工事費 1 輸送費 【 略 】 【 表 - 5· 3· 1 輸送費 省略 】 (注) 1 輸送費 (円) の算定式において、「X」は「X の定義」によるものとし、「D」は想定輸送距離(km)とする。なお、想定輸送距離の算出にあたっては陸路による算出を基本とし、航路距離は含めないものとする。また、輸送費 (円)は1,000円未満を切り捨てるものとする。 2 【 略 】 3 工事場所が 【 削除 】 離島の場合は、別途積算する。 4 【 略 】 4 【 略 】 4 【 略 】	
## 1	
第6章 鋼製付属設備 第6章 鋼製付属設備	
第1 適用範囲【 略 】 第2 直接製作費 1 材料費 1 材料費の構成	

施設機械関係積算資料(農政部事業調整課)	農林水産省 土地改良工事積算基準(施設機械)	備考
2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】	2 材料費 ~ 5 直接経費 【 略 】	
第7章 塗 装 【 略 】	第7章 塗 装 【 略 】	
第8章 水管橋	第8章 水管橋	
 第1 適用範囲 【 略 】 第2 直接製作費 1 材料費 1 一2 部材費 (1) 【 略 】 (2) 部材の所要量の算定及び部材単価は、「施設機械設備等価格積算要領」直接材料費に準ずる。		
第9章 電気通信設備	第9章 電気通信設備	
第1 適用範囲 【 略 】 1 区分及び構成 【 略 】 2 適用条件 (1) 【 略 】 (2) 【 略 】 (3) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特 <u>記</u> 仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。 (4) 【 略 】	第1 適用範囲 【 略 】 1 区分及び構成 【 略 】 2 適用条件 (1) 【 略 】 (2) 【 略 】 (3) 製作工場からの技術者を特に必要とする場合は、あらかじめ特 <u>別</u> 仕様書に明記の上、当該技術者の派遣に要する費用を別途積算することができる。 (4) 【 略 】	
第2 据付歩掛 1 共通設備工 1-1 配管・配線工 (1) 適用範囲 【 略 】 (2) 施工概要 施工フロー 【 施 工 フ ロ ー 省 略 】 *1は、「土地改良事業等適用標準歩掛」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。 *2【 略 】 *3【 略 】 *4は、「土地改良事業等適用標準歩掛」による。 (3) 標準歩掛 【 略 】	第2 据付歩掛 1 共通設備工 1-1 配管・配線工 (1) 適用範囲 【 略 】 (2) 施工概要 施工フロー 【 施 工 フ ロ ー 省 略 】 *1は、「土地改良工事標準歩掛(土木工事)」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。 *2【 略 】 *3【 略 】 *4は、「土地改良工事標準歩掛(土木工事)」による。 (3) 標準歩掛 【 略 】	

```
施設機械関係積算資料(農政部事業調整課)
                                                                     農林水産省 土地改良工事積算基準 (施設機械)
                                                                                                                 備考
 1-1-1 配管 \sim 1-3-2 通信・制御ケーブル接続 【 略 】
                                                         1-1-1 配管 ~ 1-3-2 通信・制御ケーブル接続 【 略 】
1-4 光ケーブル敷設工
                                                         1-4 光ケーブル敷設工
 (1) 適用範囲 【 略 】
                                                         (1) 適用範囲 【 略 】
 (2) 施工概要
                                                          (2) 施工概要
  施工フロー
                                                           施工フロー
   【施工フロー省略】
                                                            【施エフロー省略】
 *1【略】
                                                         *1【略】
 *2は、直接埋設による施工とし、「土地改良事業等適用標準歩掛」による。
                                                         *2は、直接埋設による施工とし、「土地改良工事標準歩掛(土木工事)」による。
 なお、床掘時に舗装がある場合は、取り壊し、舗装復旧を計上する。
                                                         なお、床掘時に舗装がある場合は、取り壊し、舗装復旧を計上する。
                                                         *3 ~ *6 【 略 】
 *3 ~ *6 【略】
 (3) 標準歩掛 【 略 】
                                                         (3) 標準歩掛 【 略 】
 1-4-1 光ケーブル配線 \sim 1-4-3 光ケーブル接続 【 略 】
                                                         1-4-1 光ケーブル配線 \sim 1-4-3 光ケーブル接続 【 略 】
 1-5 ハンドホール設置工
                                                         1-5 ハンドホール設置工
 1) 適用範囲
                                                         1) 適用範囲
  本作業種別の歩掛は、「施設機械設備等積算関係参考資料第2章 第2 2 2-2 ハンドホール据付」によ
                                                          本作業種別の歩掛は、「土地改良事業等請負工事積算基準及び標準歩掛等の参考資料(施設機械)第2章 第2
                                                         2 2-2 ハンドホール据付」による。
 1-6 プルボックス設置工 【 略 】
                                                         1-6 プルボックス設置工 【 略 】
 1-7 分電盤設置工
                                                         1-7 分電盤設置工
 (1) 適用範囲 【 略 】
                                                         (1) 適用範囲 【 略 】
 (2) 施工概要
                                                          (2) 施工概要
  施工フロー
                                                          施工フロー
    【施工フロー省略】
                                                           【施工フロー省略】
                                                           *1は、「土地改良工事標準歩掛(土木工事)」による。
   *1は、「土地改良事業等適用標準歩掛」による。
  *2【略】
                                                          *2【略】
  (3) 標準歩掛 【 略 】
                                                          (3) 標準歩掛 【 略 】
 1-7-1 自立型分電盤取付 【略】
                                                         1-7-1 自立型分電盤取付 【略】
                                                         1-7-2 分電盤取付 【略】
 1-7-2 分電盤取付 【略】
 1-8 引込柱設置工
                                                         1-8 引込柱設置工
 (1) 適用範囲 【 略 】
                                                         (1) 適用範囲 【 略 】
 (2) 施工概要
                                                          (2) 施工概要
  施工フロー
                                                           施工フロー
   【施エフロー省略】
                                                           【施エフロー省略】
                                                           *1 は、根入れが満足しないなど補強する場合及び、鋼管ポールなどによるベースプレート式の場合とし、「土
   *1 は、根入れが満足しないなど補強する場合及び、鋼管ポールなどによるベースプレート式の場合とし、「土
                                                           地改良工事標準歩掛(土木工事)」による。
   地改良事業等適用標準歩掛」による。
   *2【略】
                                                           *2【略】
  *3【略】
                                                          *3【略】
  (3) 標準歩掛 【 略 】
                                                          (3) 標準歩掛 【 略 】
 1-8-1 コンクリート柱建柱 \sim 1-8-4 引込設備据付 【 略 】
                                                         1-8-1 コンクリート柱建柱 \sim 1-8-4 引込設備据付 【 略 】
 1-9 通信線柱設置工
                                                         1-9 通信線柱設置工
 (1) 適用範囲
                                                         (1) 適用範囲
   【略】
                                                           【略】
                                                          (2) 施工概要
  (2) 施工概要
   施工フロー
                                                          施工フロー
   【施工フロー省略】
                                                           【施工フロー省略】
   *1【略】
                                                           *1【略】
   *2は、「土地改良事業等適用標準歩掛」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。
                                                           *2は、「土地改良工事標準歩掛(土木工事)」による。なお、床掘時に舗装があれば取り壊しを計上する。
  *3【略】
                                                          *3【略】
                                                          (3) 標準歩掛【 略 】
  (3) 標準歩掛 【 略 】
1-9-1 コンクリート柱建柱 \sim 1-12 接地設置工 【 略 】
                                                        1-9-1 コンクリート柱建柱 \sim 1-12 接地設置工 【 略 】
2 受変電設備工 【略】
                                                       2 受変電設備工 【略】
3 電源設備工 【略】
                                                       3 電源設備工 【略】
4 照明設備工 【略】
                                                       4 照明設備工 【略】
5 通信設備工(水管理設備工)【略】
                                                        5 通信設備工(水管理設備工)【略】
```